

# フランスにおいて「コミュノタリスム」の超克は可能か

## —フランスの教育行政を「すり抜ける」マイノリティの

### 自主教育学校を例に—

The potential for overcoming “communautarisme” in France

—Minority schools which “slip well” from the French  
educational administration—

松井 真之介

Shinnosuke MATSUI

### Ⅰ はじめに——「共同体（コミュニティ）」とマイノリティ概念

フランスには原理的に「マイノリティは存在しない」と言われる。ヨーロッパ屈指の「移民受け入れ国」フランスで、ここ三十年ほど、マイノリティを象徴する移民の権利要求や移民問題が顕在化する一方で、移民排斥を唱える極右勢力が台頭し、今でも大きな勢力であるにもかかわらず、あるいは、2013年月から同性愛者を対象とした同性婚解禁法が施行されたにもかかわらず、である。フランスにおいて「マイノリティが存在しない」とは一体どういうことなのだろうか。

その前に、「マイノリティ」とは一体誰を指すのか、マイノリティとそうでないグループをどう区切るのかを簡単に見ておかなければならないだろう。岩間暁子、ユ・ヒョヂョンによるとそれは国別によって異なり、限定型、拡散型、回避型の3パターンに分けられるという<sup>1</sup>。限定型とは、多数派に対して、何らかの異なる特性（宗教、民族、言語など）を持つと考えられる少数派を対置し、数の多寡で判断する「マイノリティ＝少数派」の考え方である。拡散型とは、例えば女性など、数の多寡より社会的な力の強弱を指標とする「マイノリティ＝弱者」の考え方といえよう。そして、回避型とは、国家の中に国民以外の集団を想定

<sup>1</sup> 岩間暁子、ユ・ヒョヂョン編『マイノリティとは何か——概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房、2007年、4-5頁。

しないゆえ、多数派も少数派も存在しない、という考え方である。ここで分かるのが、前者2つのパターンは、「マイノリティ」が誰をどう指すにせよ、その下支えとなっている「集団」を想定しているが、回避型はそもそも集団を想定していないことである。そしてフランスはこの「マイノリティ回避型」の社会であり、だからこそ公的には「存在しない」、もっと「存在してはならない」としているのである。そうすると、マイノリティ回避型社会では、その下支えとなる集団、つまり前2つのパターンを想定する社会で使われる「共同体（コミュニティ）」の語やイメージも同じく回避する傾向があると容易に想像できるだろう。マイノリティが存在しない、してはならないのなら、その受け皿となる「コミュニティも存在しない、してはならない」となるのである。

実際、結論から言うとフランスでは「コミュニティ」に対するイメージは否定的であることが多い。もっと厳密に言うと、コミュニティ中心の空間を構築しようとする「共同体主義」は、フランス語で「コミュノタリズム」（communautarisme）というが、これに関してフランスは特に否定的なイメージを持っており、「コミュニティ」の語も日本ほどニュートラルに使われることはない。もちろんイメージはフランス人においても個々人で異なるのは当然だが、フランスにおいて一般的にコミュノタリズムという語は「市民の平等を侵す閉鎖的な考え方」や、「フランスの統一を破壊する特殊な枠組み」、「悪しき集団主義」とされている。実際に日本で出版されるフランス社会についての書籍においても、上記の否定的なイメージをあらかじめ伝えた上でそのまま「コミュノタリズム」とカタカナ表記されるか、日本語訳されるにしても「閉鎖的」共同体主義と、そのイメージを含めて訳されることがしばしばである<sup>2</sup>。同じ「共同体主義」でもアングロ＝サクソン型の「コミュニタリアニズム」（communitarianism）が含む、「市民の自由な連帯に基づいた考え方」や、「個人が自由に構築・帰属できる枠組み」といった肯定的なイメージとは正反対なのである。

では、そのようなフランスにおいて、マイノリティによるコミュニティ的な社会構築が皆無であるかといえばもちろんそうではない。むしろ、絶えずコミュニティに傾斜する現象があるからこそ、フランス社会はそれをコミュノタリズムとして警戒し、あるいは回避、無視し続けているといってよい。そしてその歪みが現在では主に移民問題という回路から噴出している。コミュノタリズムがフランス国民の統合に寄与してきた一方で、21世紀の多様化したフランス社会において制度疲労を起こしているのではないか。あるいはますます多様化する社会だからこそ、コミュノタリズムを再評価・再検討すべきではないのか。それならば、これまでのコミュノタリズムをどこまで尊重し、どの点を現代社会に合うように考え直さなければならないのか。

本論では、なぜコミュノタリズムが否定的イメージを持つようになったのかを歴史的に

<sup>2</sup> 例えば、J=P.シュヴェヌマン、樋口陽一、三浦信孝『<共和国>はグローバル化を超えるか』（平凡社、2009年）において、シュヴェヌマン（フランスの政治家。フランス社会党（PS）創立者の1人であり、現在左派政党「共和国市民運動（MRC）」名誉党首。）は、普遍的な世界共和国構想に関する発言の際に、コミュノタリズムを「悪い意味での」ナショナリズムに併置して以下のように述べている。「他方ではコミュノタリズム（閉鎖的共同体主義）の反応も現れています。人間が市民としてではなく、自分の〔民族的宗教的〕ルーツによって自己を定義し、殻の中に閉じこもる傾向です」（同書、152頁）。

検証し、どのようなものがコミュノタリスムの構成要素としてあげられるのかを複数の事例から検討する。そしてコミュノタリスムを想起させる現象がフランス社会において肯定的に機能している例として、マイノリティの「自主教育学校」について三事例を紹介および分析を行い、フランスがコミュノタリスムの限界を超克する可能性について考えたい。

## II なぜコミュノタリスムは否定されるのか——コミュノタリスムの歴史的過程

それは1789年の大革命の理念が大いに関係している。革命で打ち出された「自由・平等・友愛」(Liberté, Egalité, Fraternité)という理念の下、フランス国民は宗教、文化、民族などのいかなる属性にも関係なく、法の下において「平等」であり、その主権に参加する成員は「個」に還元された。そしてその個は、孤立し、普遍的で、他者と類似した均質な個人であり、それのみがフランスが承認する市民(citoyen)のあり方とされた。国家も同様に、特定の宗教などあらゆる「属性」によって分断されることのない「一にして不可分の共和国」であるとされた。フランスは、いっさいの属性や所属を捨象され、法の下に平等な抽象化・原子化した個人と、单一不可分の国家との社会契約関係によって成り立つ。これがフランスを二世紀以上支えている「共和主義」の理念である。こうしてフランス人は、アンシャン・レジーム(フランス革命以前の「旧体制」)下の三身分制度<sup>3</sup>から「解放」されたのである。

では、人々が身分制度から開放され、個人になった／されたとすると、それまで存在していた多種多様な属性はどうなったのであろうか。もちろんフランスにも民族、宗教、郷党(バスク、コルシカ、アルザスなど地域集団)、社団(ギルド)など、いくつかの他国では自明の概念として存在する「共同体」、もっとニュートラルな語で言えば「中間集団」が現実に存在するのは言うまでもない。しかし先ほど確認したとおり、フランスという国は大革命以来個人と国家のラディカルな契約関係で成り立っているという前提であるため、これらの中間集団は公的空間では否定され、力を持ち得ないことになっている。「中間集団は、公的には存在しえない」と言い換えることもできよう。この「中間集団」こそコミュノタリスムの構成要素であり、核とみなされているのである。では、なぜフランスは、旧体制の身分制度のみならず、多種多様な「中間集団」をも否定するような個人と国家の社会契約関係を国家存立の基礎としたのだろうか。そしてそこにコミュノタリスムがどう関係し、なぜそれを執拗に否定しなければならなかつたであろうか。ここではかつてのフランスにおいて最も影響力の強かった「宗教」のコミュニティを例に挙げ、革命以降の「国家対カトリック教会」のヘゲモニー闘争からコミュノタリスムを見ていきたい。

<sup>3</sup> 第一身分が聖職者、第二身分が貴族、第三身分が平民というカテゴリー。「人々は、それが属する身分や中間団体(同業組合や宗教集団など)によって異なる権利を付与されて、その社会の在り方は不平等なものだった」。石川真作・渋谷努・山本須美子編『周縁から照射するEU社会——移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』世界思想社、2012年、49頁。

## 2.1 宗教とコミュノタリスム

### 「国家対カトリック教会」の対立から見るコミュノタリスムとライシテの完成

フランス革命は一般的に脱王権の市民革命として知られているが、同時に王権の支柱となっていたカトリック教会から権力を奪奪する市民革命でもあった。アンシャン・レジーム下のカトリック教会は「国教」として王権と一体化しており、教区教会は住民の出生、結婚、埋葬などに伴う祭祀業務のみならず、戸籍業務、教育、福祉、医療など、近代国家におけるいわゆる「公共サービス」のすべてを担っていた。カトリック教会は、単に信仰という精神世界だけでなく、文化および行政の両面で絶対王政を支え、かつ民衆の日常生活を管理する、世俗世界の支配機構でもあったのである。

それゆえに、フランス国家の脱王権化を目指すのであれば、それを支えるカトリック教会自体を撲滅するか、教会を国家の下あるいは外に置いて、公共サービスもとい公権力から引き離し、政治的に無力化させなければならなかつた。そうしてフランス革命政府は後者、教会を脱権力化させる方を選択する。1790年、革命政権はカトリック教会の司教・司祭に憲法順守の宣誓を求め、司祭の選出を民衆の投票に委ねることを目的とした聖職者民事基本法を制定し、カトリック教会は世俗的な支配機構を剥奪され、国家に管理される存在となつた。こうして国家からのカトリック教会勢力排除の基礎が完成する。しかし1801年、ナポレオンとローマ教皇ピウス7世の間で結ばれた和解の政教協約（コンコルダConcordat）以降、王党派と結びついたカトリック教会は王政が復活するたびに政界への影響力を振り戻し続けた。特に影響力が高まつたのが19世紀末である。第三共和制時代の1890年、ローマ教皇レオ13世の回勅をもとに、枢機卿のラヴィジュリ（Lavigerie）がカトリック教会の共和主義への参加を容認する「ラリマン」（加担。ralliemement）を提唱したのをきっかけに、王政と共和政の対立に関係なくカトリック教会の影響力は強まる。しかし1894年におきたドレフュス事件と一連の再審要求論争<sup>4</sup>は、フランス政界内に議会共和制防衛の方向へ一致団結するグループと、それに反対する勢力という構造を生み出した。そして反議会共和制勢力の中で最も強い社会的影響力を持ったのが王党派と組んだカトリック教会であった。

それゆえ、ドレフュス事件以降の共和派内閣は、ラリマン以降ますます強まるカトリック

<sup>4</sup> ドレフュス事件とは1894年秋、参謀本部将校ドレフュス大尉がドイツのスパイ容疑で告発され、南米ギアナへ終身流刑の判決を受けたという事件。彼が仏独国境地帯のアルザス出身で、かつユダヤ人であったことが理由で疑われたとされている。というのも、当時アルザスは普仏戦争によってドイツに併合されており、フランス国内では対独報復ナショナリズムの風潮が強まつていていた。しかもアルザスや東欧からのユダヤ系移民が急増していた時期で、反ユダヤ主義的世論も拡大していた。そのためアルザス出身のユダヤ人というドレフュスの出自は、当時のフランスにとって非常に好ましくない存在とみなされていた。しかし真犯人が判明し、1898年に作家エミール・ゾラが『ローロール』(L'Aurore)紙上において「私は弾劾する！(J'accuse...!)」という大統領宛の公開質問状を出して以降、この一将校の事件は、ただのスパイ事件から国論を二分する冤罪事件へと発展した。再審を要求するドレフュス派は共和派や左翼知識人、学生が中心となり、再審拒否派の方は軍部の体面を重んじるフォール大統領以下政府首脳、右翼王党派、ナショナリスト、反ユダヤ主義者が中心であった。そしてこの再審拒否派にカトリック教会が加わっていたのである。結局ドレフュスに無罪判決が下されたのは事件から12年後の1906年であった。

ク教会の政治への影響力を徹底的に排除しにかかった。1902年に発足した、反教権主義的な性格を持つエミール・コンブ内閣は無認可修道会と、会が所有する学校の解散のほか、修道会の新規許可申請の厳格化を武力制圧も辞さずにラディカルに行い、認可修道会に対しても修道士を教壇から排除する修道会教育禁止令を出すまでにいたった。

最終的に、アリストイード・ブリアン、ジュール・フェリー、ジャン・ジョレスなどに代表される稳健で自由主義的な一派の勢力が優勢となり、1905年に政教分離法が成立することによってこの対立は収束を見る。ここでようやく政治におけるカトリック勢力排除が一応の完成をみることになるが、革命から実に100年以上の時間を要しているのである。この法律によって国家や地方公共団体の宗教予算は全面的に廃止され、教会財産の管理と教会組織の運営は信徒会に委ねられることになった。また聖職者の政治活動は禁止され、宗教的祭祀の公的性格も剥奪された。この法律は当初のような強硬策から若干懐柔されながらも、現在でも適用されている。

一方、カトリック以外の宗教・宗派はどうだろうか。フランス国内のプロテstant (ユグノー) とユダヤ教徒、2つの集団の事例を見てみよう。まずユグノーに関しては、いわゆる16世紀のユグノー戦争でカトリック勢力との深刻な宗教戦争を経験し、「ナントの勅令」(1569年)により一時期は信仰の自由が認められたものの、その後再び迫害を受け多数の国外追放者がいるなど、革命前は過酷な状況を強いられていた。一方ユダヤ教徒に対しては、革命前は独自の民族共同体として自治権が与えられていたものの、ユダヤ教徒にのみ特別な税金が課せられ、居住地や職業も制限された上、しばしば迫害や追放令の対象となっていた。ユグノーのような宗教戦争にはならなかったとはいえるが、不平等で不安定であり、時期によっては過酷な状況にあったといえる。しかし、フランス革命時1792年の立法議会によって、「市民」の資格はいかなる宗教信仰にも左右されずに認められるにされ、プロテstant およびユダヤ教徒も他と「公的には」差別・区別されない共和国臣民となった<sup>5</sup>。その後第2次世界大戦中のヴィシー政府によるユダヤ人迫害が一時期あったにせよ、これは現在でもフランス共和国の理念として守り続けられている。

このようにフランスは、カトリック教会を国家という公的空間から排除して非公的存在とする一方、カトリックではない信条を持つゆえに公的な制限を受けていた者を「市民」として認めることで、宗教そのものを国家に権力を行使しえない非公的な存在とした。この状態をフランス特有の用語で「ライシテ」(laïcité: 脱宗教性・非宗教性) という。フランスの公的空間におけるコミュノタリズムの否定は、宗教に限っていえばこの「ライシテの貫徹」にあるといえる。フランスがライシテの貫徹に固執するのは、国家が王権寄りのカトリック教会から権力を奪うのに百年以上もかかり、想像以上の困難をきわめたこと、そして共和派勢力が衰微するとすぐにカトリック権力があたかも「国家内国家」のように権力を行使する危険性がこれまでに何度もあったという反省に基づく。だからこそ宗教に限らず、国家以外に市民に権力を行使しうる中間集団と、それを支えるコミュノタリズムの考えは国家にとって脅威とみなされ、排除すべき存在とされたのである<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> かといって、特にユダヤ教徒への差別や迫害がなくなったわけではないことには留意しておきたい。一例として、前述のドレフュス事件に関する註4を参照。

<sup>6</sup> ここまで議論は松井真之介「フランスの『公共』をすり抜ける在仏アルメニア学校の

## イスラームとフランスのライシテ——「スカーフ論争」から「スカーフ禁止法」へ

ここまで、革命から一世紀近くかけて完成された 20 世紀初頭のフランスの政教分離法により、カトリック教会が政治から切り離されてライシテが完成する過程を見てきたが、20 世紀末にいたって、思わぬところでライシテが論争になる。きっかけは 1989 年、パリ郊外クリエイユ (Creil) 市の公立コレージュ<sup>7</sup>でおきた、いわゆる「スカーフ事件」である。ムスリム (イスラーム教徒) の女子中学生 3 人がスカーフをかぶったまま登校したところ、校長は「スカーフという宗教的シンボルを見せびらかすデモンストレーションは、政教分離に反する」とし、数日間の説得の後、最終的に校長判断により教室への入室を拒否されたという事件である。もともと 80 年代にはすでに似たような事例がフランス各地の学校でしばしば見られたが、それは教師と生徒、学校と保護者の対話で解決を図るローカルな、個別の問題として扱われていた。しかしクリエイユの事件をきっかけにこの問題は、フランス国内を二分する「スカーフ論争」にまで発展することとなる。今度はカトリックではなく、百年前にはほぼ想定していなかったであろうイスラームのスカーフをめぐって。そして、国家対イスラームという対立ではなく、スカーフ着用の入校を認めない共和主義的な「戦闘的ライシテ」と、対話によって解決を図るべきとする「新しいライシテ」という、2 つの異なるライシテ理解の衝突として<sup>8</sup>。

この論争に対し国務院 (コンセイユ・デタ) は、「『信教の自由』は認めるが、宗教勧誘、教育や秩序の妨害があれば認めないと声明を出し、ジョスパン教育相は「政教分離には反しないが、改宗や宣伝の強要、他の生徒の自由、尊厳、健康、安全を冒したり、教育活動を乱してはいけない」という通達を出すまでにいたった。大まかに言うと、国の判断は「留保条件付きの容認」で一旦落ち着くこととなる。

1990 年代初頭は国務院の判断も、スカーフを認めない校則やそれによる退学処分は違法としていたが、1995 年から違法、合法どちらの決定もだすようになり、判断が揺れ始める。そうして 2001 年のアメリカ同時多発テロ事件以降、再びスカーフ着用に対する国民の警戒心が高まる。そのような状況のもと、2003 年 4 月、サルコジ内務相による身分証写真へのスカーフ着用禁止発言によりやパリ郊外オーベルヴィリエ (Aubervilliers) 市のリセ<sup>9</sup>における退学処分などを機に、2003 年に再びこれらの問題が「スカーフ論争」として再燃する。シラク大統領はこの問題を再検討すべく、「共和国におけるライシテ原則の適用に関する検討委員会」(委員長の名をとつて通称「スタジ委員会」と呼ばれた) を招集し、委員会の報告書をもとに識者の判断をあおいだ。この問題は結局 2004 年に「公立学校における『特段に目立つ』宗教シンボル着用禁止法」として法制化され、現在に至っている<sup>10</sup>。通称「スカ

---

可能性」藤野一夫編『公共文化施設の公共性』水曜社、2011 年、259-261 頁、を参考にしている。

<sup>7</sup> 日本における中学校にあたる。

<sup>8</sup> クリストチャン・ヨプケ (伊藤豊・長谷川一年・竹島博之訳) 『ヴェール論争——リベラリズムの試練』法政大学出版局、2015 年、63 頁。

<sup>9</sup> 日本における高等学校にあたる。

<sup>10</sup> 「スカーフ論争」についての論考には枚挙に暇がないが、内藤正典・坂口正二郎編著『神の法 vs. 人の法—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社、2007 年、工藤庸子『フランスの政教分離』左右社、2009 年 (非売品、<http://kudo->

「カトリック禁止法」として知られ、あたかもムスリムのスカーフを狙い撃ちで禁止した法律のように見えるが、実は争点となつたムスリムのスカーフのみならず、ユダヤ教徒のキッパ（帽子）、キリスト教徒の大きな十字架なども「『特段に目立つ』宗教シンボル（signes religieux « ostensibles »）」の対象となっており、ここでも公立学校という「公共の場」にいかにコミュノタリズムの象徴の一つである「宗教」を介入させまいとする苦心がうかがえるだろう。さらにこの問題は、ムスリムのスカーフという点から見ると、公立学校におけるライシテ適用と宗教的コミュノタリズムとの齟齬という問題のみならず、「移民排斥」という別のコミュノタリズム問題につながりうる、複合的な問題でもある。

## 2.2 教育分野における「国家対カトリック教会」

再び、カトリック教会の話に戻そう。前項において、フランスは政治分野において19世紀を通してずっとカトリック教会勢力の排除にいかに苦心したかを確認したが、実は政治分野以上にカトリック勢力排除に苦労した分野が教育分野であった。革命前までカトリック教会が独占していた公教育を、国家の管理下に置くことも大革命の課題の一つだったのだが、公教育に関しては19世紀半ばを過ぎても依然としてカトリック勢力に委ねられたままであった。この状況が大きく変わるのが1880年代である。まず1881年から82年にかけて、ジュール・フェリー教育相によって教育改革と法律の制定が行なわれ、ここで初等教育の義務制・無償制・非宗教性（ライシテ）が確立された。これまで聖職者身分証のみで公立学校の教壇に立っていた聖職者は、国家の教員免許状が必要となった。宗教教育は禁止され、教師たちは「共和国の司祭」としての役割を期待された。新しい教師たちには国語（フランス語）の普及、聖史（キリスト教史、教会史）にかわる国史（フランス史）や地理の授業を通じて愛国心の滋養、共和主義的な公民教化、そして理科や算数の学習による「迷信」の払拭、科学的世界観の普及が求められた。子供たちに対しては給食や遠足を通じて公衆衛生概念や集団規律などの生活規範も教え、成人に対しても農作業の近代化や予防接種などで関わることで、全国民を教会の規範や古い習俗や迷信から脱却させることも期待されたのである。

1886年に成立した初等教育組織法では、それまでコミューヌ（地方公共団体）によっていた教育内容や資金、組織運営などを一括して国家が引き受けることとなり、ここで国家の教育独占がようやく完成する。教育分野も政治分野と同じく、カトリック教会の影響から脱却するのに百年近く要したのである。しかし、カトリック教会は教育の分野から手を引いたわけではなかった。公教育からは排除されたものの、彼らは修道院を基盤とする私立学校を拠点として粘り強く生き残りをはかった。国家による度重なる圧力を受けつつも私立世俗校の形式で認可を受け、その後も存続し続けることとなる。それが現在私立校の90%以上を占めるカトリック系の学校である。

## 2.3 地域とコミュノタリズム——地域語はいかにして「地域語」となつたか

ここまで、宗教を中心にフランスの中間集団への対応を見てきたが、宗教以外の中間集団

に対して、フランスはどのような対応をとってきたのだろうか。そのよい例として、地域語の歴史、特に 1970 年代以降に起こった地域語教育運動から検討することができる。ここでは現在「地域語」(langues régionales) と呼ばれる言語に対してフランス国家がどのような扱いをしてきたか、そして「地域語」に対してどのように呼称をつけかえていったかを中心に分析する。

フランスは大革命後、パリ周辺でしか話されていなかったフランス語をフランス唯一の公用語であるとし、これを国民統合のツールとした。フランスは新しい「国民」に対してフランス語の全土強制とフランス語への同化を規範とし、地域語を「敵性言語」として排除しようとした<sup>11</sup>。また、旧体制側のカトリック教会が地域語を擁護していたため<sup>12</sup>、地域語は国家からは旧体制の象徴の 1 つとして捉えられていた。地域語は、大革命の懸案であった国家と宗教(特にカトリック教会)の完全分離という点からみても、それを阻む反動的な「敵性の」言語であったのである。義務教育が開始される 19 世紀後半以降、地域語への抑圧はさらに増す。地域語はただの敵性言語というだけでなく、反革命、前近代、非合理、反フランス的な「パトワ」(俚言、patois) として卑下され、劣ったもの、田舎のもの、遅れているもの、恥だ、と見なされ、差別の対象になったのである<sup>13</sup>。国家による一方的な抑圧と差別の流れは第 2 次世界大戦後まで続く。

しかし第二次大戦後間もない 1951 年、地方言語・方言の教育への導入を国家は「妨げない」ことを記したディクソンヌ法によって地域語は部分的に復権する。同法によって、ブレイス(ブルターニュ、ブルトン)語、バスク語、カタルーニャ(カタラン)語、オック(オクシタニ)語の 4 言語が「地方言語・方言」(langues et dialectes locaux) とされ、限定的ながら学校教育に導入することを許可された。これらの言語はまた「地方話」(parlers locaux)とも呼ばれていた。そして 1950、60 年代に欧米を席巻したエスニック・リヴィアイヴァルの一環として、1960 年代後半からフランスでも地域語の復権・教育拡大運動が起こる。その結果、バカラレア<sup>14</sup>への導入(1970 年)、コルシカ語の地域語認定(1974 年)、2 度にわたる教育機会の拡大(1975 年のアビ法と 1982 年のサヴァリ通達)、認定地域語の拡大(1988 年)、教育基本法への地域語教育の明記(1989 年、ジョスパン法)など、地域語教育が大幅に認められるようになる。この流れの中で、「地方言語・方言」は一時期「少数言語」(langues minoritaires) とされながらも、最終的に「地域語」(langues régionales) と記されるよう

<sup>11</sup> 例えばドイツ語の一方言とみなされるアルザス語を考えるとわかりやすいだろう。地域語の使用地域は隣国とまたがっていることが多い、地域語は隣国に与する言語と考えられたからである。

<sup>12</sup> 例えば当時のブルターニュ地方では、教会の説教はブレイス(ブルターニュ、ブルトン)語で行われていた。

<sup>13</sup> ブレイス語地域の”ar vuoc'h”など、学校内で地域語を話した生徒への罰札も各地で出てくるようになった。ar vuoc'h とは、ブレイス語で「牛」の意味で、学校内でブレイス語を話すとこの札が渡され、誰かほかの違反者を見つけて渡さなければ、自分が罰を受けてしまうという方式をとっていた。生徒がお互いにブレイス語を使っていないか監視しあうことと、フランス語の教育効率を高めるものであった。原輝史・宮島喬編『フランスの社会：変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993 年、162-163 頁。

<sup>14</sup> フランスの中等教育修了認証の国家資格。日本の高校卒業資格に近いが、バカラレアを取得することで大学入学が可能になるので、大学入学試験の要素もそなえている。

になる<sup>15</sup>。

ここで、パトワ→地方言語・方言（または地方話）→（少数言語）→地域語という呼び名の変遷と、地域語の教育・権利拡大が一致していることに注目する必要がある。「パトワ」と蔑称で呼ばれた時代には実際に差別待遇を受けてきた。続いて、ディクソンヌ法時代の「地方言語・方言」という呼び名には差別的意味合いはなくなったが、言語（langue）と方言（dialecte）という序列があった。そして地方（local）も中央（centre）に対置されていた。その後、方言という呼び名が消えるが、代わりに少数（minorité）という言葉があらわれ、これには多数（majorité）が対置される。いずれも「フランスであること」以外の何か特殊なもの、つまりコミュノタリスムをイメージさせる言葉がつけられていた。しかし最終的に選ばれた「地域語」（langues régionales）では、方言でもなく、中央対地方の序列も持たない、フランス国内に普遍的に存在する「地域」（région）という言葉が形容詞として選ばれたのである。つまりフランスは、コミュノタリスムを助長し、共和国の分裂を招きかねない地域語の権利・教育拡大運動に対し、ニュートラルな「地域語」という名称に巧妙に置き換えることで、あらゆる地域に存在する固有言語をも容れるかのような意味拡張を行ってきたのである。フランスはここまでして、フランスの平等性やコミュノタリスム否定の理念に抵触しないような対応を取っているのである。

### III マイノリティの「自主教育学校」——地域語学校とアルメニア学校、ムスリム学校を例に——

繰り返しになるが、コミュノタリスム否定の立場（本論冒頭の分類で言えば「回避型」）からすると、フランスにはマイノリティは「理念上」存在しない。フランス人か、非フランス人か、のみである。しかし実際、冒頭で「限定型」、「拡散型」と分類したような国でマイノリティと呼ばれる人たちはやはりフランスにも存在している。移民マイノリティであったり、地域マイノリティ（地域語話者）であったり、宗教的マイノリティであったり、様々なマイノリティが存在する。そして彼らは自分たちのアイデンティティを守り、子孫に伝えるために「民族学校」のような学校を設立している。しかも塾や課外学校のような非認可の形態ではなく、国家が認めた全日制の私立学校として学校を設立している。しかし、このような形態はコミュノタリスムに抵触するのではないか。抵触しないのならば、どのようにしてコミュノタリスム的偏見を避け、どのようにフランスの学校として存立しているのであろうか。最後に、地域マイノリティの地域語学校、移民マイノリティのアルメニア学校、宗教マイノリティのムスリム学校という、マイノリティの「自主教育学校」に関する3つの事例をみることにしよう。3つの事例を比較するにあたっては、地域語学校とアルメニア学校、ムスリム学校の共通性に注目し、特に行政との関係を浮き彫りにすることで、フランスにおける「コミュニティ」の存立形態を検討したいと思う。

<sup>15</sup> 松井真之介「フランスの教育行政管理を回避する地域語学校の取り組み—バスク語、カタルーニャ語を中心に」『フランス教育学会紀要』第26号、2014年、52-53頁。

### 3.1 地域語学校、アルメニア学校、ムスリム学校とは

地域語学校とは、単純に考えるとフランス各地に存在する地域語を教える学校であるが、もうすこし詳しく述べると、「フランス語と地域語を教えるバイリンガル学校」であり、「地域語が許される範囲であらゆる教科を地域語『で』教えるイマージョン教育の学校」である。地域語話者の子供のために作られた学校ではあるものの、決して、地域語話者の子供だけのための学校というわけではない。現在地域語学校を持っているのは、ブレイス（ブルタニュ、ブルトン）語、バスク語、オック（オクシタン）語、カタルーニャ（カタラン）語、アルザス語の5言語であり、それぞれブレイス語はディワン（Diwan）、バスク語はイカシトラ（Ikastola）、オック語はカランドレータ（Calandreta）、カタルーニャ語はブレッソーラ（La Bressola）およびアレルス（Arrels）、アルザス語はABCMという自主教育団体を組織し、各組織とともに複数の学校をもっている<sup>16</sup>。

移民マイノリティの自主教育学校として挙げたアルメニア学校は、それこそ在仏アルメニア人コミュニティ<sup>17</sup>の成員が建てた学校であるが、地域語学校と同じく「アルメニア人移民のための」学校ではなく、「フランス語とアルメニア語を教えるバイリンガル学校」という形式をとっている。つまりアメリカなどに見られる「民族学校」ではなく、「フランス語＝民族語のバイリンガル学校」である。2016年12月現在、パリ郊外に5校、マルセイユに2校、リヨンに1校、ニースに1校の計9校存在する。ちなみに、他の移民マイノリティの学校は寡聞にして知らないだけかもしれないが、全日制の学校としては存在していないようである。

宗教マイノリティの学校としてはユダヤ学校が千校ほど、そしてムスリム学校が、計画段階も含め2016年2月で68校確認されている<sup>18</sup>。フランス本土で初めてムスリム学校が設立されたのが2001年で、2009年までに7校しか存在しなかったのが、2013年6月時点では37校、2014年7月時点では45校と、ここ数年で急増していることからも分かるように、ムスリム学校建設は近年の現象であり、現在建設ラッシュを迎えていると言えよう<sup>19</sup>。ムスリム学校は、フランスの私学の90%以上を占めるカトリック系の学校とおなじような方式で、国民教育省のプログラムに準拠しながらも、私学教育で許された範囲で独自の宗教教育（ム

<sup>16</sup> 2012-2013年学期の統計では、ディワンが51校、イカシトラが29校、カランドレータが57校、ブレッソーラが7校、アレルスが1校、ABCMが10校。松井真之介、同論文、54頁。

<sup>17</sup> アルメニア系フランス人は、1915年にアルメニア人の故地オスマン帝国における迫害から逃れた人々の子孫が主となり構成されており、現在第5世代まで合わせて35万から40万人いると言われている。

<sup>18</sup> フランスのムスリム学校に関して継続的に情報を掲載しているフランス語によるムスリム情報ウェブサイト「アル・カンズ」（Al Kanz）が2016年11月23日時点で集計した66校（<https://www.al-kanz.org/2014/10/11/enseignement-prive-musulman/> 2017年1月31日閲覧）に、このリストに未掲載だが筆者が実際に訪問して現存を確認したムスリム学校2校を加えた数である。

<sup>19</sup> 註18に同じく「アル・カンズ」の計算による。

スリム学校の場合はイスラーム教育）を施すこととした学校である。

それでは、各校がどのような学校であるかを具体的に見てみよう。以下の情報は筆者が調査訪問した学校から提供された資料や、学校関係者にインタビューした内容に基づくものである。

### 3.2 自主教育学校の教育内容、教職員、生徒

まずは教育内容について。地域語学校、アルメニア学校、ムスリム学校ともに基本的にはフランス国民教育省と契約（単純契約と協同契約という2つの契約がある<sup>20</sup>）を結んでいるか、新規の学校<sup>21</sup>は将来的に結ぶ予定にしており、生徒はフランスのカリキュラムに則った教育を全面的に受けることができる。その点では、地域語やアルメニア語、イスラーム教育の独自カリキュラムがあるという以外は、一般の公立校と変わらない。

教職員に関しては、国民教育省と契約下の学校でかつ国民教育プログラムの枠内の教職員であれば、国家から給与と社会保障が施される。この点も一般の公立校と変わらない。

そして、生徒の出自・属性による入学制限もない<sup>22</sup>。地域語学校においては、生徒本人、両親共に地域語話者でない移民の生徒や、アルメニア学校においてもアルメニアにルーツを持たない生徒が少なからず存在する学校がある。ニースのアルメニア学校であるバルサミアン（Barsamian）校に至っては、開校から長い間、25%から30%近くが非アルメニア系の生徒であった。2013年の調査でも10%から15%程度は非アルメニア人子弟であるという。地域語学校では、例えばアグノー（Haguenau）市にあるアルザス語のABCM校において、フランスにもドイツにも民族的ルーツを持たない多数の移民子弟が確認された他<sup>23</sup>、ブレイス語のディワン校複数でも少数ながらアフリカ系等の移民子弟が確認された。ム

<sup>20</sup> これらは国民教育省による、私立学校に対する資金補助契約である。単純契約（contrat simple）とは初等段階の学校が対象で、公立学校に適用されている学習指導要領の80%を満たせば国民教育プログラム内の教員給与のみを国庫が負担するというものである。協同契約（contrat d'association）とは、国家が定める学校運営基準を満たせば、フランス語、算数など国民教育プログラムの教科を担当する教師の派遣が受けられることと、彼らの給与と社会保険を国民教育省の予算から出すこと、そして学校運営に関する補助金の供与が受けられるというものである。協同契約は、上記の学習指導要領に完全に従わなければならないが、その分学校種を問わず国民教育プログラム内の教員給与を国庫が負担し、さらに学校運営費と教員以外の職員雇用費の65%を国庫が、11.4%を地方自治体が負担するというシステムである。

<sup>21</sup> 単純契約、協同契約ともに契約申請できるまで開校から5年待たなければならない。また、その契約は学年ごとに行われる。5年後に契約申請できるのは、5年前から存在した学年のみであり、学校全体が契約を申請できるわけではない（各学年5年間待って実績を上げた後に申請が可能になる）。

<sup>22</sup> 初等教育高学年以上における生徒本人のフランス語の能力不足や学校内における素行不良、あるいは授業料が払えるかどうかという親の経済状況による入学不認可や放校処分はある。

<sup>23</sup> 2013年調査時にはトルコ系、ブラジル系、モロッコ系、中国系の子弟が確認された。

スリム学校に関しては非ムスリム子弟の存在は稀だが、フランス初のムスリム学校ラ・レュシット (La Réussite) 校ではかつて、近隣に住むムスリムでないウクライナ女子生徒が在学していたという。つまり、生徒がアルメニア系であるか、地域語話者であるか、ムスリムであるか、ということは問われないのである。コミュノタリスムにつながるような、出自や属性による入学制限はないことが確認できるだろう。

しかし地域語学校においては、高学年になるとそれなりの地域語の素養が必要となってくるため、地域語を習得していない生徒は入学を拒否せざるを得ない事態があると、ブレイス語のディワンのコレージュ、リセの調査において確認された。同様の事態が一部のムスリム学校中等教育機関（コレージュやリセ）でもあるという。イスラーム教育にはアラビア語が不可分<sup>24</sup>であるがゆえ、アラビア語の能力が不足する生徒がアラビア語を使う授業を周りの生徒達と同じように理解することは現実的に不可能だろうということである。このあたりの問題はいずれの学校も、入学を正式に拒否する前に保護者や生徒への事前面談の時に十分に説明し、入学手続きを思いとどまらせる方法を取っていることが多い。

また、マルセイユのアルメニア学校であるハマズカイン (Hamazkaïne) 校では、トルコから移民したばかりのアルメニア系生徒が高学年への編入を希望したが、フランス語もアルメニア語も話せず<sup>25</sup>、ハマズカイン校のカリキュラムについて行けないだろうとのことで入学を拒否された例もあった。いずれも出自や属性による拒否ではなく、言語の能力不足による拒否である。また、入学希望者が殺到しても、学校の建物自体の収容能力に限界があるため、簡単な入学試験や面接をして人数制限をしないといけないという事例も多数見受けられた。

アルメニア学校や地域語学校、ムスリム学校は「フランスに住むあらゆる学齢期の生徒に開かれた学校」であり、コミュノタリスムで想起される悪しき閉鎖主義はどこにも見当たらない。この点に関してはどの学校運営者も開かれた学校であることを積極的に主張している。ただし、高学年以上の編入希望に関して、地域語やアルメニア語、アラビア語の素養がない場合に実質入学ができない（原則は可能だが）という、この現実自体がコミュノタリスムなのではないかという懸念は往々にして挙げられているが、現在のところ主要な問題にはなっていない。

### 3.3 自主教育学校と行政の関係

次に、行政との関係について、各校の事例をみてみよう。

地域語学校、アルメニア学校とも、地域行政とはほぼ良好な関係を築き、それを維持しているといえる。特に、地域語学校においては、調査した学校のほぼ全てが敷地確保や校舎建設、校舎賃貸に関して地域行政のからさまざまな便宜を図られていることが確認できた。特

<sup>24</sup> イスラーム教育とアラビア語とは不可分の関係にはあるが、かといって全てのムスリム学校がアラビア語履修を必須としているわけではなく、選択科目、任意科目、つまり「義務ではない」ところも多い。この点は、地域語を必須科目としている地域語学校とは対象的である。

<sup>25</sup> トルコ在住時、家庭と学校ではトルコ語を使っていたという。

に興味深いのが、バスク語の地域語学校である複数のイカシトラ校建設において適用された、私学運営に関するファルー法の第 69 条を巧妙に回避した地方行政による資金援助の事例であろう。ファルー法 69 条とは簡単に言うと、「私立学校は行政から敷地と助成金を受けられるが、助成金に関しては年間経費の 10 分の 1 を超えてはならない」という内容である。そうすると、アングレット (Anglet) 市のキムア (Kimua) 校が増築費用を市に「全額」負担してもらったのはファルー法違反ということになる。本来ならば全額負担予定という時点で改善要求あるいは中止命令がかかるはずであるが、結果的に全額負担が実行されている。どのように法律違反を回避したのであろうか。イカシトラ運営者と地方行政は、以下のような登記の仕方をすることによってそれを回避したのである。キムア校では「学校」と登記するのではなく、「バスク地方文化センター」(Centre culturel du pays basque) 登記にし、センターの一部門としてイカシトラを存在させるという方法を使って、ファルー法で定められた限度を超えた「全額費用負担」を可能にしたのである。同じような回避方法がアスカン (Ascain) 市やイチャスー (Itxassou) 市、アンダイエ (Hendaye) 市のイカシトラでも行われた。ここでは「公立レジャーセンター」(Centre de loisir public) 登記にしているという。

アルメニア学校においても、ハマズカイン校では 1981 年、旧校舎の敷地に関してはマルセイユ市の所有地を 99 年間 20 フランという「シンボルとしてのみの賃貸料」で貸与されている。同じような事例がカタルーニャ語のブレッソーラ校、コレージ・ポンペウ・ファブラ (Col·legi Pompeu Fabra) 校で確認できる。ここでは、ル・ソレール (Le Soler) 市の所有地をコレージ新校舎の敷地として 99 年間無償貸与するという形をとっている。

ムスリム学校に関しても、地域行政と良好な関係を保っているところが多いが（だからこそ建設許可が降りて、実際に開校されている）、地域によってはしばしば対立がおきており、それが近年メディアで議論になっている例が見受けられる。ムスリム学校設立と行政の関係という点で最も話題になったリヨン近郊のムスリム学校、アル・キンディ (Al-Kindi) 校開校不認可騒動を見てみよう。それは、2006 年 3 月に同校が最初の開校手続きを行った際に、当時の大学区長アラン・モルヴァンによって 3 回、3 点の改善要求がなされたために開校認可が先延ばしとなり、結果的に 2006 年 9 月に予定していた開校が実現しなかったという事件である。モルヴァンが出した改善点は、予定生徒数に対する教室面積や洗面所の不備という「建物の不備」に関するもの、就任予定の校長が禁じられた兼職に該当する可能性があるという「校長の資格不足」に関するもの、建物の土地が汚染されている可能性があるという「土壤汚染問題」に関するものの 3 点であった。これだけだと単なる学校側の準備不足による不備のように見えるが、何よりも議論を巻き起こしたのはその改善要求が「他では問題にならないような事柄が Al-Kindi においては開校を妨げるほどの不備とされた」<sup>26</sup>点にある。

これに対してアル・キンディ校側は裁判に加えて、世論や政治家へ働きかけ、問題提起を

<sup>26</sup> 浪岡新太郎「イスラームと共和国の学校—Al-Kindi の事例」『フランス教育学会紀要』第 27 号、2015 年、44 頁。浪岡はここで「スカーフ禁止法に対抗し共和国モデルの実質化を目指す Al-Kindi」として設立の経緯を簡明に整理している。

行った。ここで、一つのムスリム私立校の開校認可問題に過ぎなかつたのが、ムスリムへの「差別」にまつわる全国的な問題にまでなつたのである。結局、この問題は 2007 年 3 月、1 クラス 16 人の生徒のみによる学期途中の仮開校、同年 9 月の 7 クラス編成での本開校と、職務の中立義務違反という理由でモルヴァンが更迭されることによって一応の収束を見た。しかし皮肉にもこの一連の事件によって、それまで本土にはまだ 2 校しかなかつた全日制のムスリム学校という存在はここに来て大きくクローズアップされ、フランスにおけるムスリムコミュニティを大いに刺激し、全国のムスリム学校建設ラッシュの一要因となつただけでなく、非ムスリム社会においてもその認知度が飛躍的に向上したのである<sup>27</sup>。

その他には、リール近郊のルーベ (Roubaix) 市に 2013 年に開校したラルカンシエル (L'Arc-en-ciel) 校では、校舎として使用する建物の改修が不十分だったとして開校を延期させられたり<sup>28</sup>、オルレアン近郊のラ＝シャペル＝サン＝メマン (La-Chapelle-Saint-Mesmin) 市に開校したレ・ザトリエ・モンテッソーリ (Les Ateliers Montessori) 校においても、2015 年 9 月の開校直後に、子弟を送迎する保護者が使う駐車スペース不足を理由に市から閉鎖命令が出されたりするという事例が見られた<sup>29</sup>。ニースのコレージュ・アヴィセンヌ (Collège Avicenne) の建設に関しては、市長が開校反対表明を出す事例もあった<sup>30</sup>。もちろん、多くのムスリム学校においては地域行政の支援を受けたり、あるいは過剰な規制を加えられずに良好な関係を築いているが、近年フランスで再び力を増しているイスラモフォビア (イスラム嫌い) の風潮もあるためか、少なくともアルメニア学校や地域語学校よりは対立関係もおきやすいといふことも分かるだろう。

国家行政との関係という点では、地域語学校においてはさらなる地域語の権利拡大を要求し、それが膠着している状態であり、必ずしも良好とはいえない面が見受けられる。しかし前述のとおり、国民教育省との契約下に入ることを前提としており、フランスの教育制度に対立するコミュニティづくりを目指している点はあるでない<sup>31</sup>。アルメニア学校に関しては、例えばパリ郊外のル・ランシー (Le Raincy) 市にあるテブロツアセール (Tebrotzassère) 校には市長や議員の度重なる表敬訪問のみならず、1988 年には当時のパリ市長ジャック・シラクの夫人ベルナデットと、同じく当時のパリ市副市長アラン・ジュペの訪問があった。

<sup>27</sup> アル・キンディ校の顧問弁護士であり、学校設立協会「アル・キンディ協会」の副会長をつとめ、この騒動の時に問題解決に奔走したハキム・シェルギ (Hakim Chergui) 氏は、筆者のインタビューの際に「フランス社会におけるムスリム学校の認知度が飛躍的に向上したのは皮肉にもモルヴァンのおかげだ。そこだけは感謝しなければ」と述べている。

<sup>28</sup> この学校は、モンテッソーリ教育メトードをイスラーム教育へ導入して実践していた学校であるが、モンテッソーリ教育への十分な理解が保護者全員に得られていないかった結果、2015 年に生徒数が大幅に減り、その後財政難をはじめとする諸問題により閉校した。現在は非認可のフリースクールとして活動している。

<sup>29</sup> 2017 年 1 月 31 日現在も再開していない。

<sup>30</sup> 結局、2015 年 9 月に開校して現在に至る。

<sup>31</sup> しかし、地域語の隆盛や拡大を願うことこそがすでにコミュノタリズムであり、ひいてはフランスの価値を脅かすことになるという議論については改めて一考が必要であろう。

ニースのバルサミアン校においても 1988 年の開校式にニース市長が、マルセイユのハマズカイン校でも 1998 年新校舎の定礎式にマルセイユ市長が列席している。いずれもパンフレット等で彼らの学校訪問を広くアピールしていることからも分かるように、行政関係者を積極的に受け入れて歓迎し、学校と行政の友好関係を標榜している面がある。

#### IV おわりに

マイノリティによる「自主教育学校」はこのように、フランスが嫌悪するコミュノタリスムを巧みに回避しながら、それぞれの「コミュニティ」の存立のために行政との良好な関係を維持し、運営されていることが確認できた。そしてこのような学校は最近とみに増えつつある。というのも、これらの学校は単に特殊な教育を施す「コミュニティの学校」や「バイリンガル学校」というだけではなく、普遍的な教育や一般的な成績においても生徒の高い学力、低い落第率が確認され、その結果「少人数制の、質の高い教育を施す学校」であるという新しい価値が学校側、保護者側とともに見出されはじめたからだ<sup>32</sup>。

今後も漸次的に増えていくと予想されるこれら自主教育学校であるが、これらの学校の隆盛・拡大が、各コミュニティが抑えていたコミュノタリスムの暴走を招く牙城になるのか、あるいはコミュノタリスムの否定的なイメージを回避する、肯定的な「開かれたコミュノタリスム」モデルの 1 つとして再注目されるのか、今後も絶えず注視しておく必要があるだろう。

#### 参照文献

石川真作・渋谷努・山本須美子編『周縁から照射する EU 社会——移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』世界思想社、2012 年。

工藤庸子『フランスの政教分離』左右社、2009 年（非売品、[http://kudo-yoko.com/blogengine/wp-content/uploads/2009/05/090330\\_laicite.pdf](http://kudo-yoko.com/blogengine/wp-content/uploads/2009/05/090330_laicite.pdf)）。

<sup>32</sup> 例えば、アルメニア学校、地域語学校ともに中等教育機関の各最終学年で卒業認定のために行われる国家統一試験（コレージュではブルヴェ[Brevet]、リセでは前述のバカロレア）においては全国平均を上回り、高い成功率を誇っていることからも分かるだろう。特に、リールのムスリム学校リセ・アヴェロエス（Averroès）は 2012 年のバカロレア成功率 100% という結果を出し、フランス最大の日刊紙『ル・パリジャン』の 2013 年全仏高校ランキングにおいて最高位を獲得したこと（<http://www.leparisien.fr/societe/decouvrez-le-palmaires-2013-des-lycees-26-03-2013-2672843.php>、2017 年 1 月 31 日閲覧）はフランスでも大いに評判となった。ブルターニュ地方のカレー＝プルゲール（Carhaix-Plouguer）市にあるブレイス語の地域語学校リセ・ディワンも、同じく 2013 年に日刊紙『ル・フィガロ』の全仏高校ランキングにおいて「最高位」クラスとされた（<http://etudiant.lefigaro.fr/les-news/palmaires/detail/article/le-classement-2013-des-meilleurs-lycees-de-france-1540/>、2017 年 1 月 31 日閲覧。ちなみに 2012 年のバカロレア成功率は 99%）。

ジャン=ピエール・シュヴェヌマン、樋口陽一、三浦信孝『<共和国>はグローバル化を超えるか』平凡社、2009年。

内藤正典・坂口正二郎編著『神の法 vs. 人の法—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社、2007年。

浪岡新太郎「イスラームと共和国の学校—Al-Kindi の事例」『フランス教育学会紀要』第27号、2015年、41-50頁。

原輝史・宮島喬編『フランスの社会：変革を問われる文化の伝統』早稲田大学出版部、1993年。

松井真之介「フランスにおけるアルメニア学校の建設と運営」『フランス教育学会紀要』第21号、2009年、79-93頁。

松井真之介「フランスの『公共』をすり抜ける在仏アルメニア学校の可能性」藤野一夫編『公共文化施設の公共性』水曜社、2011年、256-279頁。

松井真之介「フランスにおける言語マイノリティ学校の可能性—ブレイス語のディワン学校と在仏アルメニア学校を例に」『フランス教育学会紀要』第24号、2012年、65-78頁。

松井真之介「フランスの教育行政管理を回避する地域語学校の取り組み—バスク語、カタルーニャ語を中心に」『フランス教育学会紀要』第26号、2014年、51-64頁。

クリスチャン・ヨブケ（伊藤豊・長谷川一年・竹島博之訳）『ヴェール論争——リベラリズムの試練』法政大学出版局、2015年。

Chérif Bassiouni, Moustapha, « La naissance du collège-lycée Al-Kindi à Décines : une réussite conflictuelle », *L'Année du Maghreb : IV. Dossier : La fabrique de la mémoire Maghrébins en Europe*, octobre 2008, pp.401-421.